

平成31年3月14日

グランティア株式会社代理人  
日本大通り法律事務所  
弁護士 辻居 弘平 殿  
弁護士 加藤 尚敬 殿

東京都港区三田1-7-1-1608  
首都圏青年ユニオン連合会  
書記長 谷 悦寛  
組合員

## 団体交渉開催の申し入れについて

労働組合法第7条-3に基づき、団体交渉の開催を下記のとおり申し入れます。

- 交渉項目：①講習受講費用の支払い義務に関し不存在について  
②退社したことに伴う人員確保費用の支払い義務に関し不存在について  
③ハラスメント規定による精神的苦痛等により退社したことに伴う再就職までの賃金相当額及び慰謝料等の支払要求について
- 交渉日時：2019年 月 日（ ）、 月 日（ ）、 月 日（ ）  
のいずれか。開催日時については、貴殿ら指定の候補日時から決定いたします。
- 開催場所：貴社内会議室または貴社近隣の会議室
- 出席者：貴社：問題解決権限を有する役員等  
当組合：労働組合法第6条による関係者
- 回答期限：団体交渉開催候補日時については、2019年 月 日（ ）までに書面にてご回答ください。

以上